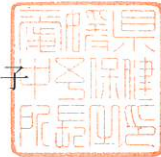


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北吉田町175番地1
氏 名 株式会社ソウケン
代表取締役 渡邊 政春
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第1項~~ の許可を受けた者である
第14条の2第1項
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許 可 の 年 月 日
許 可 の 有 効 年 月 日

平成30年 5月16日
令和 5年 5月15日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、汚泥 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)**及び陶磁器くず」 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**鉍さい、がれき類、ばいじん**
以上14種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6年 3月29日 (当 初 許 可)
平成11年 3月23日 (事業の一部廃止 (鉍さい 以上1種類の廃止))
平成11年 3月29日 (更 新 許 可)
平成15年 7月14日 (代 表 者 変 更 (旧 : 渡 辺 勲))
平成15年 7月14日 (商 号 変 更 (旧 : 有限会社渡辺掃建))
平成16年 3月29日 (更 新 許 可)

(裏 面 に 続 く)

(裏 面)

平成21年 3月 6日 (事業の一部廃止 (廃油、金属くず 以上2種類の廃止及び積替え保管行為の廃止))

平成21年 3月29日 (更 新 許 可)

平成23年 9月 2日 (商 号 変 更 (旧: 有限会社ソウケン))

平成23年 9月29日 (変 更 許 可 (廃油、金属くず、木くず、廃アルカリ、廃酸 以上5種類の追加))

平成26年 3月29日 (更 新 許 可)

平成30年 5月16日 (更 新 許 可)

平成31年 3月29日

(変 更 許 可 (燃え殻 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、動植物性残さ、
鋳さい、ばいじん 以上5種類の追加、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、「ガラスく
ず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び
陶磁器くず」に水銀使用製品産業廃棄物を追加する))

令和 2年 6月 5日 (住 所 変 更 (旧: 愛媛県伊予市米湊232番地5))

5. 松山市の区域における積替え保管の有無 有・

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・